

## 三条市のごみ処理手数料

三条市の一般廃棄物に係るごみ処理手数料については、三条市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例で次のとおり定めています。

### ■一般廃棄物（第 38 条）、産業廃棄物（第 40 条）

処理区分			取扱区分	処理手数料の額	
家庭廃棄物	市が収集、運搬及び処分をする場合（指定袋を使う場合）	ごみステーション	可燃ごみ 不燃ごみ	指定袋大（45ℓ） 1枚につき	45円
				指定袋中（30ℓ） 1枚につき	30円
				指定袋小（15ℓ） 1枚につき	15円
				指定袋極小（10ℓ）	10円
	市が収集、運搬及び処分をする場合（粗大ごみ処理券を使う場合）	戸別収集	粗大ごみ	1個当たり 1,000円を限度として、品目ごとに規則で定める額	
	市民（市民から運搬の委託を受けた者を含む。）が市長の指定する処理施設へ搬入し、市が処分する場合（指定袋又は粗大ごみ処理券により排出する場合は、その処理手数料の額）		可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ	10kg までごとに	60円
事業系一般廃棄物	事業者（事業者から運搬の委託を受けた者を含む。）が市長の指定する処理施設へ搬入し、市が処分する場合		可燃ごみ 不燃ごみ	10kg までごとに	60円
産業廃棄物	事業者（事業者から運搬の委託を受けた者を含む。）が市長の指定する処理施設へ搬入し、市が処分する場合		可燃ごみ 不燃ごみ	10kg までごとに	60円